

お取引先様各位

富士古河E & C株式会社

通報・相談窓口

「E & Cヘルプライン」について

弊社及び弊社子会社（以下富士古河E & Cグループと称します。）では、企業の持続的発展を通じた社会への貢献を基礎として、「富士古河E & Cグループ企業行動憲章」において、法令その他社会的規範の遵守を掲げております。

今般、富士古河E & Cグループ社員の法令違反や不適切な行為の未然防止、早期発見を目的として、富士古河E & Cグループのお取引先の役員・従業員の皆様を対象に「E & Cヘルプライン」を設けましたので、その概要を以下のとおりお知らせいたします。「E & Cヘルプライン」は、お取引先の役員・従業員の皆様が、富士古河E & Cグループ社員の業務に関連する法令違反や不適切な行為またはその恐れのある事実を発見した場合、通常の業務とは別の独立したルートで通報できる制度です。

以下に『E & Cヘルプライン』の概要を示します。

以 上

【E & Cヘルプラインについて】

1. 内 容 :

(1) 運 用

- ① お取引先の役員・従業員の皆様は、富士古河E & Cグループ社員の調達等の業務に関連した法令違反や不適切な行為、またはその恐れのある行為を知った場合、下記通報先に、直接通報することができます(会社名・氏名を明示しない匿名通報も受け付けます)。なお、これらと関係のない事項(個人への誹謗・中傷等)の通報はご遠慮下さい。
- ② 社外弁護士に通報があったときは、社外弁護士はE & Cヘルプライン担当窓口に対して、その通報内容を伝達します。
- ③ 弊社では、通報内容に関して事実調査を実施のうえ、是正措置、再発防止措置等の対応を検討・実施するとともに、E & Cヘルプライン担当者は、必要に応じて直接または社外弁護士を通じて、ご通報いただいた方に対して対応内容のご連絡をします。
- ④ ご通報いただいた方の個人情報(氏名および所属会社名等)は、通報への対応の目的の範囲で適切に取り扱い、ご本人の同意がある場合や正当な理由がある場合を除き、対応部門等以外に対して開示・提供しません。

(2) 通報者の保護

通報を行ったことを理由として、ご通報いただいた方や、その所属するお取引先様が不利益な取り扱いや報復・差別行為を受けないことを保証します。

2. 通報先および通報手段 :

- (1) 富士古河E & C(株) : 経営企画本部 企画統括部 経営企画部
専用Eメール helpline@ffec.co.jp
郵便(封書) 〒212-0013 川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア西館4階
富士古河E & C株式会社
経営企画本部 企画統括部 経営企画部
E & Cヘルプライン担当者 行き(親展)

- (2) 社外弁護士 : 川島法律事務所 弁護士 川島 志保
Eメール ffec-helplaw@nifty.com
郵便(封書) 〒231-0006
横浜市中区南仲通3丁目35番地 横浜エクセレントⅢ
川島法律事務所 弁護士 川島 志保(親展)

以 上